

# 準備はお済みですか 申告の時期になりました

## 申告相談日程表

受付日	受付時間	対象地区	会場
2月 7日(木) 年金申告相談のみ	9:30~11:30 13:30~16:00	竜北地区(吉野、野津)	氷川町役場 2階大会議室
2月 8日(金) 年金申告相談のみ	9:30~11:30 13:30~16:00	竜北地区(和鹿島)	
2月18日(月) 年金申告相談のみ	9:30~11:30 13:30~16:00	椿・早尾・東上宮・西上宮・町今・桜ヶ丘	宮原振興局 2階大会議室
2月19日(火) 年金申告相談のみ	9:30~11:30 13:30~16:00	下宮・新村・宮園・有佐・原田・川上立神・河原・法道寺・高野道	
2月20日(水)	9:30~11:30 13:30~16:00	椿 早尾	
2月21日(木)	9:30~11:30 13:30~16:00	町・今 東上宮・桜ヶ丘	
2月22日(金)	9:30~11:30 13:30~16:00	西上宮・下宮 新村・宮園	
2月25日(月)	9:30~11:30 13:30~16:00	立神・川上 有佐・原田	氷川町役場 2階大会議室
2月26日(火)	9:30~11:30	河原・法道寺・高野道	
3月 4日(月)	9:30~11:30 13:30~16:00	吉本・高塚 本山・中大野	
3月 5日(火)	9:30~11:30 13:30~16:00	迫・笹尾・北川 新田	
3月 6日(水)	9:30~11:30 13:30~16:00	北野津・反甫 西野津・立石	
3月 7日(木)	9:30~11:30 13:30~16:00	柳の江・島地 上鹿島	
3月 8日(金)	9:30~11:30 13:30~16:00	下鹿島 南鹿野・北鹿野	
3月11日(月)	9:30~11:30 13:30~16:00	東網道・中網道 西網道・沖塘・若洲	

※日程と会場は、混雑防止のため割り当てを行いました。指定日に来られない場合は、そのほかの日時にお越しいただいても結構です。また、会場では受付順に申告相談を行います。書類不足や内容に不明な点があったりすると、時間がかかり、順番待ちの方にご迷惑をおかけすることになりますので、スムーズな申告相談の進行にご協力くださいますよう、事前準備などをよろしくお願いたします。

平成24年分の所得税および平成25年度の個人住民税の申告時期になりました。この申告は、平成24年1月1日から12月31日までの所得について行うものです。

平成25年1月1日現在で氷川町内に住所のある人で、所得税の確定申告が済んでいない人、給与収入のみで年末調整をされていない人は申告が必要となります。

### 申告に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 源泉徴収票または収入を証明できるもの(給与収入の人で源泉徴収していない事業所などに勤務されている場合は、雇用主から給与の支払証明書をもらってください)。
- ③ 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、社会保険料領収書、国民年金保険料控除証明書など支払額が分かる書類(ただし、平成24年中に支払ったものに限りません)。
- ④ 医療費控除がある人は、医療費領収書(ただし、平成24年中に支払ったものに限りません)および生命保険などで補てんされた金額の証明書(領収書、レシートなど多数あるときは、医療機関ごとに分けてホッチキスなどでまとめ、それぞれの合計額および総合計を余白などに記入しご持参ください)。
- ⑤ そのほか申告に必要な書類

## 平成25年度住民税の主な改正について

# 生命保険料控除制度が改正されました

平成22年度の税制改正により、平成25年度町民税(平成24年分所得税)における生命保険料控除が見直しされました。

生命保険料控除とは、納税義務者が一定の生命保険料、個人年金保険料および今回の改正で新設されました介護医療保険料を支払った場合に、一定の金額の所得控除を受けることです。

今回の改正では、平成24年1月1日以後に締結した保険契約などにかかる保険料(新制度適用)と平成23年12月31日以前に締結した保険契約などにかかる保険料(旧制度適用)では、生命保険料控除額が異なります。

また、平成23年12月31日までに締結した契約であっても、平成24年1月1日以後に異動(契約更新、特約途中付加など)があった場合は、新制度が適用されます。

なお、保険期間が5年未満の生命保険などの中には、生命保険料控除の対象とならないものがありますのでご注意ください。

旧制度 【契約日が平成23年12月31日以前の契約】			新制度 【契約日が平成24年1月1日以後の契約】		
全体の所得控除 限度額	所得税 10万円 個人住民税 7万円		全体の所得控除 限度額	所得税 12万円 個人住民税 7万円	
一般生命保険料控除 【適用限度額】	所得税 5万円 個人住民税 3.5万円	→	一般生命保険料控除 【適用限度額】	所得税 4万円 個人住民税 2.8万円	→
			新設 介護医療保険料控除 【適用限度額】	所得税 4万円 個人住民税 2.8万円	
			控除対象外(生命保険料控除の対象外となる特約など)		
個人年金保険料控除 【適用限度額】	所得税 5万円 個人住民税 3.5万円	→	個人年金保険料控除 【適用限度額】	所得税 4万円 個人住民税 2.8万円	→

※旧制度に変更はありません

### 新制度になって大きく変わる点は?

新制度では、これまでの「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加え、「介護医療保険料控除」が新設されました。

### 新制度と旧制度両方の契約がある場合

「一般生命保険料控除」と「個人年金保険料控除」については、新制度と旧制度でそれぞれ計算し、合算することができますが、合算した場合の各控除の適用限度額は、所得税4万円、住民税2万8000円となります。

また、各控除の計算後(介護医療保険料控除を含む)、合算しますが、新旧あわせて制度全体の適用限度額は、所得税で12万円、住民税で7万円となります。

### 申告をするときの注意点

確定申告および住民税申告で、生命保険料控除を受けられる際には、必ず、保険契約をされている保険会社が発行した平成24年中の保険料支払額証明書が必要となります。

支払額証明書がないと、生命保険料控除を受けられない場合がありますので、申告の際は、必ずご準備いただけますようお願いいたします。

もし、支払額証明書を紛失された場合などは、保険会社などで事前に再発行の手続きをされますようお願いいたします。

【改正後の生命保険料控除の限度額】

### 『全体の適用限度額 所得税:12万円・住民税7万円』

【新制度】	新設	個人年金保険料控除
一般生命保険料控除 所得税4万円・住民税2.8万円 (A)	介護医療保険料控除 所得税4万円・住民税2.8万円	所得税4万円・住民税2.8万円 (C)
+		
新制度と旧制度の両方について控除の適用を受ける場合は、合計で最高4万円		
+		
【旧制度】		(D)
一般生命保険料控除 所得税5万円・住民税3.5万円 (B)		個人年金保険料控除 所得税5万円・住民税3.5万円

※(A)+(B)および(C)+(D)の場合の適用限度額は、所得税4万円・住民税2万8000円となります。旧制度の適用限度額は、所得税5万円・住民税3万5000円です。旧制度のみで所得税の控除額が4万円を超えた場合は、引き続き旧制度で控除を受けることになります。

○このほか申告についてのご相談は、税務課までお尋ねください。 ☎52・5853(直通)